

裁判員初 死刑判決

2人殺害切断被告に 横浜地裁

二〇〇九年六月に東京・新宿のマー吉安店経営者ら男性二人を殺害し、遺体を切断して遺棄したなどとして、強盗殺人など九つの罪に問われた無職池田容之被告(三三)の裁判員裁判の判決で、横浜地裁(朝山芳史裁判長)は十六日、求刑通り死刑を言い渡した。裁判員制度での死刑判決は初めて。一般市民から選任された裁判員らは、犯行の残虐性や結果の重大性、遺族感情の峻烈しゅんれつさなどを最大限に考慮。弁護側の「被告にはなお人間性が残っており、死刑選択にはためらいが残る」との主張を退けた。死刑求刑は、被告を無期懲役とした東京地裁の耳かき店員ら二人殺害事件に続き、二例目だった。